

著作権法改正に関する要望事項

（経済産業省）

要望事項	法定賠償制度（損害額の法定条項）の導入による権利者の立証負担の軽減
要望の趣旨	著作権及び著作隣接権侵害に対する損害額の推定規定に、法定賠償額を定める規定を導入する。
改正条項	第 1 1 4 条＜項の新設又は改正＞等
改正内容	<p>< 改正案 ></p> <p>第 1 1 4 条</p> <p>5 〔映画の著作物にかかる〕著作権者〔、出版権者〕又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその〔著作権〔、出版権〕又は著作隣接権〕〔公衆送信権（送信可能化権を含む。）〕を侵害した者に対し、第 1 項から第 3 項の規定に代えて、又はこれとともに、10 万円を自己が受けた損害の額として請求することができる。ただし、その損害の額が 10 万円に満たないとする相当の事情があるときは、当該事情に相当する額を控除するものとする。</p> <p>第 1 1 4 条の 4</p> <p>2 裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、第 1 1 4 条第 5 項の規定を参酌することができる。</p> <p>附 則</p> <p>新著作権法第 114 条第 5 項の規定中の額は、改正法施行の日から 3 年以内に見直されるものとする。</p>
改正を必要とする理由	<p>（ 1 ）問題の所在</p> <p>近時の知的財産権の保護に対する認識の高まりを背景として、権利の確立等の著作権法の整備が図られてきた。訴訟手続面においても、知的財産固有の困難性・特殊性を反映した制度整備が、累次の法改正により進められてきたところである。</p> <p>著作権に対する侵害事案については、創作手段の多様化に伴い、権利者が訴訟追行力の高い者ばかりでなく、多様な当事者が関わるのが想定されること、利用行為の多様化に伴い小規模な侵害事案も想定されること、送信可能化など無形的侵害に対する救済については平成 15 年改正（第 114 条新第 1 項の追加）よっても救済が得られないこと（同条項は、文理解釈上、有形的侵害物の存在事案にのみ適用される規定振りのため。）から、これらに対応する裁判手続（簡便迅速な損害額の認算定方法）について、整備を図ることが望ましい。</p> <p>特に、インターネットの普及に伴い、著作物が一度</p>

	<p>送信可能な状態に置かれてしまうと、事後に取り返しのつかない損害に発展する可能性があることから、送信可能となった段階での可及的速やかな差し止め及び原状回復（削除）とこれに要する諸費用の補填・賠償を実現することは、情報社会における権利者の保護にとって喫緊の課題といえる。</p> <p>（２）法改正の必要性</p> <p>本件については、訴訟指揮による対応では不可能であり、上述（１）の諸問題に対応するため、損害額の推定規定中に、諸外国の立法に見られるような法定賠償額の規定を導入して、迅速・的確な訴訟を実現し、権利保護の実効性を更に高める必要がある。</p> <p>具体的方途としては、損害賠償額の最低額を１０万円と定めつつ、損害額がそれを下回る場合ることが立証される場合には減額を可能とする条項（なお、同条は、１１４条の４においても考え方として参酌可能な旨を併せて規定する）を導入する。</p> <p>また、全ての著作物を対象とするか、特定の著作物を対象とするか、全ての権利侵害を対象とするか、特定の権利侵害を対象とするかという論点については、今後の議論を通じて特定される余地があるので、選択肢を併記している。</p> <p>なお、法定賠償額について適正なものとなるように、一定期間毎に見直されるべき（改正法附則）、訴訟当事者間での公平を確保し、現在の損害賠償制度・不法行為制度との整合性を確保する観点から法定損害額よりも少額の損害額であると立証される場合には覆滅され得る（改正案但書）との点が確保されるべき。</p>
<p>要望事項に係るこれまでの取り組み状況</p>	<p>【経済産業省の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 平成 14 年 8 月、当省から文化庁に対し、著作権法改正要望として提出済み <p>【関係団体の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 平成 14 年度、日本映像ソフト協会から著作権分科会「司法救済制度小委員会」にて提案済み - 平成 15 年 4 月、日本映像ソフト協会・角川会長から知的財産戦略本部に対し、要望書を提出済み
<p>その他 （関係団体の名称等）</p>	<p>社団法人日本映像ソフト協会</p>
<p>担当者氏名・役職 連絡先</p>	<p>経済産業政策局知的財産政策室（03-3501-3752） 調整一係長 中村良子</p>